

# 三重県総合評価方式の運用ガイドライン(令和6年度版)の改正概要について

令和6年5月15日

## 1 主な改正内容

### (1) 施工体制確認型総合評価方式（予定価格事前公表案件）の評価値算出方法

施行体制意向確認書を提出せずに調査基準価格未満の低入札をした場合の評価値算定式を見直し、減点する項目を設けた算定式で評価値を算出します。

改正前	改正後
$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}} \times (\text{補正})$	$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点} - \text{減点}(10\text{点}))}{\text{入札価格}} \times (\text{補正})$

### (2) 建設工事の社会貢献度の評価における評価項目の変更

「次世代育成支援活動実績」及び「環境マネジメントシステムの認証（ISO14001、M-EMS）」を削除し、「職場環境づくりの実績」の評価を追加します。

### (3) 土木一式工事における企業の雇用に関する取組の変更

「ユースエール認定制度の認定実績」若しくは「みえの働き方改革推進企業制度の登録実績」を削除し、「建設業者団体の取組実績」、「建設業者団体地域組織の取組実績」、「建設企業の取組実績」の評価を追加します。

### (4) 指名停止措置による加算点の減点

三重県発注工事において贈賄、公契約関係競売等妨害又は談合により役員等又は使用人が逮捕、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことにより指名停止措置を受けた企業に対し、指名停止期間の終了日の翌日から1年間の案件について「換算前加算点満点の10%」を減点します。

## 2 適用日

令和6年6月1日以降の公告及び指名通知にかかる案件から適用

ただし、1(1)及び1(4)については令和6年4月1日以降の公告にかかる案件から適用済

※評価項目の評価方法や確認方法の詳細は、三重県HP「建設業のための広場」  
に掲載のお知らせでご確認ください。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>



### 【総合評価方式に関する問合せ先】

三重県県土整備部公共事業運営課 総合評価班

TEL：059-224-2696